ヘ　包括的リスクを内部モデルで計測している場合には、当該内部モデルの概要

ト　マーケット・リスクに対する自己資本の充実度を内部的に評価する際に用いている各種の前提及び評価の方法

八　オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及び手続の概要

ロ　オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）

ハ　先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項

(1)　当該手法の概要

(2)　保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）

九　出資等又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要

十　金利リスクに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及び手続の概要

ロ　連結グループが内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要

十一　自己資本比率告示第三条の規定に従い連結財務諸表を作成したと仮定した場合における連結貸借対照表の各科目の額及びこれらの科目が自己資本の構成に関する開示事項である別紙様式第二号に記載する項目のいずれに相当するかについての説明

4　第一項の定量的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　その他金融機関等（自己資本比率告示第八条第八項第一号に規定するその他金融機関等をいう。）であって商工組合中央金庫の子法人等であるもののうち、規制上の所要自己資本を下回った会社の名称と所要自己資本を下回った額の総額

二　自己資本の充実度に関する次に掲げる事項

イ　信用リスクに対する所要自己資本の額（ロ及びハの額を除く。）及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの額

(1)　標準的手法が適用されるポートフォリオ及び複数のポートフォリオに適用される場合における適切なポートフォリオの区分ごとの内訳

(2)　内部格付手法が適用されるポートフォリオ及びこのうち次に掲げるポートフォリオごとの内訳（(v)及び(vi)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による連結グループのリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

(i)　事業法人向けエクスポージャー

(ii)　ソブリン向けエクスポージャー

(iii)　金融機関等向けエクスポージャー

(iv)　居住用不動産向けエクスポージャー

(v)　適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vi)　その他リテール向けエクスポージャー

(3)　証券化エクスポージャー